

# 清掃・警備業務の委託契約に係る最低制限価格制度及び低入札価格調査判定基準試行要綱

(平成 25 年 11 月 1 日管理者決裁)

(趣旨)

**第 1 条** この要綱は、競争入札により締結する建築物の清掃業務又は警備業務（警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）第 2 条第 5 項に規定する機械警備業務を除く。）の委託契約（以下「清掃・警備業務の委託契約」という。）について、最低制限価格及び低入札価格調査判定基準を試行することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第 2 条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 最低制限価格 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 第 2 項（同令第 167 条の 13 により準用する場合を含む。）の規定により設定する価格をいう。
- (2) 低入札価格調査判定基準 業務委託契約に係る低入札価格調査要綱（平成 18 年 12 月 28 日管理者決裁。以下「調査要綱」という。）第 8 条第 1 項（調査要綱第 9 条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による判定を行うための基準をいう。

2 前項に定めるもののほか、この要綱において使用する用語は、調査要綱において使用する用語の例による。

(最低制限価格を適用する清掃・警備業務の委託契約)

**第 3 条** 予定価格 1,000 万円以上の清掃・警備業務の委託契約（清掃業務に係るものについては、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 3 条第 1 項に規定する総務大臣が定める額未満のものに限る。）のうち、低価格入札が見込まれるものとして契約権者が指定するものについては、調査要綱の規定は適用しないものとし、最低制限価格を適用する。

2 最低制限価格を適用する清掃・警備業務の委託契約に係る入札公告又は指名通知には、仙台市市立病院契約規程（平成元年仙台市病院規程第 20 号）第 5 条第 1 項各号に掲げる事項のほか、最低制限価格を適用する旨及びその額を明示するものとする。

(最低制限価格)

**第 4 条** 最低制限価格は、契約内容に適合した履行を確保するために必要と認める額とする。

(入札の執行)

**第 5 条** 入札執行者は、最低制限価格を適用する清掃・警備業務の委託契約についてその価格を下回る入札があったときは、当該入札をした者を失格とし、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

2 予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者がなかったときは、入札執行者は、再度の入札に付するものとする。

(低入札価格調査判定基準の適用)

**第 6 条** 最低制限価格を適用しない予定価格 1,000 万円以上の清掃・警備業務の委託契約に係る調査要綱第 8 条第 1 項の規定による判定は、別記の基準によるものとする。

(調査等の実施)

**第7条** 前条の基準を適用する場合において、低価格入札者は、契約権者が指定する日までに、調査要綱第6条第1項に定める資料のほか、契約権者が指定するものを契約権者に提出しなければならない。

(契約期間中における労働社会保険諸法令の遵守状況に関する調査等)

**第8条** 最低制限価格を適用しない予定価格1,000万円以上の清掃・警備業務の委託契約について、調査要綱第7条又は第8条第2項(調査要綱第9条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定により落札者と決定した者と契約を締結した場合において、設計担当課長は、労働社会保険諸法令の遵守状況に関する調査その他必要な調査を行うものとする。

(実施細目)

**第9条** この要綱の実施に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成25年11月1日から実施する。

## 別記 低入札価格調査判定基準

1. 入札者に次の各号のいずれかに該当する事由がある場合は、落札者とししないものとする。
  - (1) 契約権者が指定した調査資料を期限までに提出しないこと、事情聴取に応じないこと、その他調査に協力しないこと
  - (2) 契約を締結する意思がない旨を表明したこと
  - (3) 入札時に提出する価格内訳書と低入札調査時の提出書類に相違があること
  - (4) 入札金額の積算内訳が仕様書等に記載された配置人員等の条件を満たしていないこと、その他調査資料に重大な誤り又は虚偽の記載があること
  - (5) 法定最低賃金を下回る労務単価で入札金額を積算していること、その他労働社会保険諸法令に違反する事由があると認められること
  - (6) 採算割れの受注であることが明らかであること
  
2. 入札金額の積算内訳その他調査資料に誤り(前項第4号に掲げるものを除く。)がある場合は、当該入札価格によっても契約の内容に適合した履行がされないおそれがなく、かつ、当該入札者と契約を締結しても公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがないと認められる特別の事情がない限り、落札者とししないものとする。